^{令和2年 第7回 ふじみ野市農業委員会総会議事録}														
招集日時		令和2年7月22日			開会場所 ふじみ野市役所本庁舎 3 階 A 3 0 1 会議室									
開会の日時開		開会	<u>></u>	令和	12年7	7月22	日	午後	61時3	3 O Ś	静	ŧ J	Ę	
及び宣告者		閉会		令和2年7		月22日 午後2時23分 議 長								
議長		新井良司												
No.		氏		名		出欠	N	0.		氏	4	Š		出欠
1	粕	谷	雄	_		出	1	0	有	Щ	茂	幸		出
2	久位	保田	Ý	青		欠	1	1	岸	붇	勇	į		欠
3	駒	井	_	正		欠	1	2	高	野	喜	好		出
4	早	Ш	英	希		出	1	3	浅	海	伊佐	三男		出
5	嶋	田	利	行		欠	1	4	新	井	良	司		出
6	鈴	木	智	之		欠	1	5	柳	Ш	嗣	於	(最)	欠
7	富	田	博	明		出	1	6	塩	野	和	義	(最)	欠
8	星	野	秀	雄		出	1	7	宮	寺	康	夫	(最)	出
9	原	田	宏	美		欠								
出	席 者	数	農	業	委員		7	定 劵	女 1 4	1名	出席	者	8	名
			農	也利力	用最適(上推進委	員分	主 娄	女 :	3名	出席	者	1	名
	議	事参	与	(説り	月者)					書	-	記		
	本	橋	直	人										
	松) 田	薫	樹										
	飯	塚	勝	貴										
	寒	下 竹	由起	子										

その他重要と認める事項		
	上記会議の結果を記載し、その相違 署名します。	なきを証するためここに
	令和2年	7月22日
	議長	印
	署名委員	印
	署名委員	印

		ふじみ野市農業委員会会長は、令和2年7月22日、午後
		1時30分、ふじみ野市役所本庁舎3階A301会議室に農
		業委員会を招集した。
日程第1	議長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開
		会を宣言した。
日程第2	議長	議事録署名委員に17番・1番委員を指名する。
日程第3	議長	日程第3、報告第19号、農地法第3条の3第1項の規定に
		よる権利取得の届出に関する件2件を報告します。
		事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第19号について終了します。
日程第4	議長	日程第4、報告第20号、農地法第4条第1項第8号の規定
		による農地転用届出に関する件1件を報告します。
		事務局に報告書の朗読を求めます。
	事 務 局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第20号について終了します。
日程第5	議長	日程第5、報告第21号、農地法第5条第1項第7号の規定
		による農地転用届出に関する件1件を報告します。
		事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	なし。
	議 長	報告案件ですので、報告第21号について終了します。

日程第6 日程第6 議案第14号 農地法第4条第1項の規定による 議 長 許可申請に関する件、3件を議題とします。 1番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求め ます。 事務局 議案書朗読、説明。 申請者は現在自己用住宅を所有しておらず、父親所有の住宅 に住んでおりますが、3人の子供も大きくなり今の住居では手 狭になったため新たに自己用住宅の建築を考えました。 土地選定の際、市街化区域でも探しましたが適地が見つから ず、自己所有地は住み慣れた土地であり、住環境も良く希望の 条件に合致しています。 農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の 農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。 議 長 この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 願いします。 1番委員 7月13日に17番委員、事務局2人の4人で現地調査を行 いました。 きれいに耕作されており、草も生えていませんでした。 地元委員さんは現地調査を行った1番委員です。 議 長 質疑はありますか。 全委員 なし。 質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしい 議 長 ですか。 全委員 異議なし。 異議なし賛成により、議案第14号1番の案件につきまして 議 長 は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 議 長 議案第14号2番及び3番の案件については関連があるの で、事務局から一括して議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

議案書朗読、説明。

2番案件申請者の息子である3番案件申請者の世帯主の住宅敷地は敷地内の農業用倉庫の建て替えを検討しているが、路地敷が埼玉県建築基準法施行条例の基準幅員4mを満たしておらず、また、敷地内建物3棟が防火構造を満たしていないので、2番案件申請者所有農地及び3番案件申請者所有農地を転用して路地敷の幅員4m以上にして埼玉県建築基準法施行条例の基準を満たすための申請です。

農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の 農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

また、第1種農地は農地転用が原則不許可になりますが、既存の施設の敷地の拡張及び他法令の違反状態を是正するため、第1種農地の例外的に許可できる基準は満たしています。

議長

この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 願いします。

1番委員

7月13日に17番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。

入口と接道については特に問題はありません。

議長

地元委員さんは現地調査を行った1番委員です。

事務局

質疑はありますか。

7番委員

一番奥の建物が建てられた時に違反状態が是正されること は無かったのか。

事務局

その建物について当時は離れとして建築されましたが、現在 は建築基準法の違反状態になっています。

議長

他に質疑はありますか。

全委員

なし。

議長

質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。

全委員 異議なし。 異議なし賛成により、議案第14号2番及び3番の案件につ 議 長 きましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付 します。 議案第14号について終了します。 議案第15号 農地法第5条第1項の規定によ 日程第7 長 日程第7 議 る許可申請に関する件、5件を議題とします。 1番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求め ます。 事務局 譲受人は申請地から約400m離れた場所の土地を借りて 土建業を経営しているが、事業の拡大に伴い敷地が狭くなり、 駐車場敷地と資材置場が足りない状態のため、申請地を購入し て駐車場及び資材置場用地として整備するための申請です。 農地の区分は、水道管、公共下水管又はガス管のうち2種類 以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、また、農地か ら500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設の公共施 設または公的施設が存在するので、第3種農地と判断します。 この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 議 長 願いします。 7月13日に1番委員、事務局2人の4人で現地調査を行 17 番委員 いました。 申請地は草が生えていましたが、年に2~3回は草刈りして 管理されているとのことで問題は無いと思います。 議 長 地元委員さんは何かありますか。 4番委員 現地調査の報告通り、特に問題は無いと思います。 質疑はありますか。 議 長 全委員 なし。 質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしい 長 議

ですか。

全委員

異議なし。

議長

異議なし賛成により、議案第15号1番の案件につきまして は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

議長

議案第15号2番の案件について、事務局から議案の朗読及 び説明を求めます。

事務局

議案書朗読、説明。

借人は市内の賃貸物件にて夫、娘の3人で暮らしていますが、子供の成長に伴い現在の住まいは手狭になっているので戸建て住宅の建築を検討しており、実家に近くに住むことを条件に市内の市街化区域内で適地を探したが見付からず、貸人の親に相談したところ所有する申請地を借りることに同意を得ました。

申請地は実家に近く、また、近くに小学校があるため、子育 てするにも環境が良いので最適地と判断しました。

農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の 農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。

議長

この案件につきまして、現地調査を行った委員さん、説明を お願いします。

1番委員

7月13日に17番委員、事務局の4人で現地調査を行いました。

現地は奥に木が数本生えている状態ですが、半分は管理されており、一部で耕作されていました。

また、木は切ると聞いています。

議長

地元委員さんは現地調査を行った1番委員です。

質疑はありますか。

7番委員

進入路部分は市に道路として採納できないのか。

事務局

使用者が特定されるため難しいと思われます。

市が採納することができるかの基準は農業委員会ではわかりません。

議 長 他に質疑はありますか。

全委員しなし。

議 長 質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろ しいですか。

全委員 異議なし。

議 長 異議なし賛成により、議案第15号2番の案件につきまして は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長 議案第15号3番の案件ついて事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事 務 局 議案書朗読、説明。

借人は富士見市の賃貸物件にて、妻、子供の3人で暮らしていますが、子が産まれ家財道具が増えて現在の住まいでは手狭になってきたため戸建ての住宅の建築を検討しています。

借人と妻はふじみ野市出身のため市内に住むこと及び駐車スペースを3台分確保することを条件として、市内の市街化区域内で適地を探したが見付からず、貸人の妻の祖母に相談したところ所有する申請地を借りることに同意を得ました。申請地は両親と祖母が住む実家に車で3分程度と近く、また、すぐ近くに小学校があるため、子育てするにも環境が良いので最適地と判断しました。

農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の 農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

また、第1種農地は農地転用が原則不許可になりますが、東側及び南側の集落と接続していると見なせるため、第1種農地の例外的に許可できる基準は満たしています。

議 長 この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお

願いします。

17 番委員

7月13日に1番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。

申請地はきれいに整地されておりました。

議長

地元委員さんは何かありますか。

4番委員

現地を確認しましたが、何も問題は無いと思います。

議長

質疑はありますか。

全委員

なし。

議長

質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。

全委員

異議なし。

議長

異議なし賛成により、議案第15号3番の案件につきまして は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

議長

議案第15号4番の案件ついて事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

令和2年5月に転用許可された地域密着型特別養護施設老人ホーム建設に伴う工事車両の進入路として一時転用するものです。建設地に接続している東側道路は古くからの民家や小学校も近く道幅が狭いため、安全面を考慮し西側からの工事車両進入を検討した案件になります。

農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の 農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

また、第1種農地は農地転用が原則不許可になりますが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること、という第1種農地の例外的に許可できる基準は満たしています。

議長

この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 願いします。

17 番委員

7月13日に1番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。

申請地はトラクターで耕運されている状態なので特に問題は無いと思います。

議長

地元委員である私から説明します。

一時転用の案件なので特に問題は無いと思います。

議長

この案件について質疑はありますか。

7番委員

一時転用するためには鉄板を敷くのか。また、特別養護老人 ホームの出入口と許可された案件の駐車場スペースが少ない ように見えるが。

事務局

一時転用する部分には鉄板を敷き、工事関係車両の進入路、 駐車スペース及び資材を置くスペースに使います。

出入口は東側の道路と接している所です。

また、特別養護老人ホームの建築面積は開発許可の基準により前面道路の幅員が6メートルに満たない場合は1,000 ㎡未満にしなければならないので、駐車場スペースは十分に確保ができないので、近隣の駐車場にて必要台数分を確保する予定です。

議長

他に質疑はありますか。

全委員

なし。

議長

異議なし賛成により、議案第15号4番の案件につきまして は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

議長

議案第15号5番の案件ついて事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

議案書朗読、説明。

申請者は川越市内の住居にて夫と2人の子と4人で住んでいますが、現在の住居は売却して、独立を検討している長男が不動産会社と賃貸借契約を結んで現在の住居に住み続けることを検討しています。

そのため申請者と夫及び次男の3人が住む自己用住宅の建築をすることを計画しており、父親所有の住宅に住んでおりますが、3人の子供も大きくなり今の住居では手狭になったため新たに自己用住宅の建築を考えました。土地選定の際、市街化区域でも探しましたが適地が見つからず、自己所有地は住み慣れた土地であり、住環境も良く希望の条件に合致しています。

農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の 農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。

議長

この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 願いします。

17 番委員

7月13日に1番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。

きれいに管理されており、草も生えていませんでした。

議長

地元委員さんは何かありますか。

4番委員

現地調査の報告のとおり、何も問題は無いと思います。

議長

質疑はありますか。

全委員

なし。

議長

質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。

全委員

異議なし。

議長

異議なし賛成により、議案第15号5番の案件につきまして は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

議案第15号の案件について終了します。

議長

本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただき

ましてありがとうございました。これをもちまして、令和2年
第7回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきま
す。
(終了 午後2時23分)